

6月議会報告

安
全

<<<一般会計補正予算>>>



◇一般会計予算 可決 (全員賛成)

歳入歳出それぞれ309万円の追加で、一般会計の総額は29億4,809万円となりました。

主な増額は、県の「緊急雇用創出事業臨時特例基金市町村補助金」を活用し商工観光費として観光施設等のパトロール員一名を7月から3月までの9ヶ月間雇うことになりました。173万5千円増額です。

その他に学校給食施設の修繕費として44万円の増額や岩ふれあい館の修繕費として11万5千円増額などがあります。

<<<条例改正>>>

議決された主なものを紹介します。



◇議案第26号 真鶴町職員の育児休業等に関する条例及び真鶴町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 可決 (全員賛成)

「地方公務員の育児休業等に関する法律」の一部改正法が施行されることに伴い、この法に準じ、父母ともに育児休業の取得ができるようになることや育児のための時間短縮勤務の制限を緩和し、より子育てのしやすい環境を整備したものです。

父親が育児休業を取得するのが当たり前の社会になるよう、国も企業も、仕事と子育ての両立を応援する機運が高まっています。

<<<議員発議で意見書を提出!!>>>



化学物質政策基本法(仮称)の制定を求める意見書を、国に対して全員賛成で提出しました。これは住民の健康に直接関わる問題です。国の法律に不備があり、シックハウス症候群や化学物質過敏症といった化学物質による健康被害が広がっています。化学物質を管理する法律は30ほどありますが、省庁の縦割りの弊害もあり、それを一元的に管理する基本法が現在の日本にはありません。今回の意見書は、その基本法を作つてほしいという国への要望です。 可決 (全員賛成)

<意見書とは>

意見書とは、地方自治法99条において議会の意見や意思を国会又は関係行政庁に対して表明するためのものです。



議会を傍聴してみませんか

次の定例会は
9月15日(水)～17日(金)の予定です。

真鶴地域情報センターでも
議会中継をしてます。